

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザルに係る質問回答書

NO	質問	回答
1	<p>提案上限金額について 実施要領に（消費税及び地方消費税を含む）と記載がありますが、本事業は非課税の放課後児童健全育成事業ではないのでしょうか。</p>	<p>本事業は放課後児童健全育成事業であるため、非課税を想定しております。</p>
2	<p>提案上限金額について 単位数で按分した際、桃花台東小学校の単価が桃花台東と比較して低くなりますが、何か理由はあるのでしょうか。 また、長期休業期間分の委託費としては、各校いくらを見込んでいるのでしょうか。</p>	<p>複数社からの見積りを参考に予算を設定したものです。また、年間の開所日数に基づく積算をしており、通常期と長期休業期間の内訳はありません。</p>
3	<p>児童の登下校について 校区が広範囲となるため学校はスクールバスを運用される計画とのことですが、児童クラブでの送迎計画はあるのでしょうか。 お迎えや、長期休業期間の送迎が保護者必須の場合、児童クラブで使用できる駐車スペースなどはあるのでしょうか。</p>	<p>児童クラブでの送迎計画はなく、保護者の迎えを必須とします。学校再編後の学校敷地内の運用方法については検討中ですが、確保する方向で調整を進めています。</p>
4	<p>募集要領P4 8技術提案書作成要領 日本産業規格A4版とのことだが、パワーポイントA4(横向き)で作成しても良いか。</p>	<p>構いません。</p>
5	<p>募集要領P4 8技術提案書作成要領 フォントの大きさ・字体に指定があるか。</p>	<p>指定はありません。</p>
6	<p>仕様書P4 (3)おやつ・昼食の提供に関すること 現在、おやつ提供はしているのか。</p>	<p>光ヶ丘、桃ヶ丘、大城で実施しています。</p>
7	<p>仕様書P6 12支援の体制 業務責任者・エリアマネージャーが児童クラブの育成に入ることは可能か。（支援員として1カウントできるのか。） それとも、育成には入れず全体の統括者として配置をするものか。</p>	<p>業務責任者及びエリアマネージャーが支援員として従事すること自体は差し支えありません。 ただし、これらの職は支援員の労務管理や発注者等との調整など、業務の管理者としての役割を担うことを考えており、基本的には支援員として常時従事することは想定しておりません。 そのため、業務責任者等としての本来業務に支障のない範囲に限るものとしします。</p>
8	<p>仕様書P6 12支援の体制 エリアマネージャー・業務責任者は桃花台西・桃花台東児童クラブで1名配置(兼務)として良いか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
9	<p>仕様書P6 12支援の体制 事業所長(施設長)がエリアマネージャーを兼務できるか。</p>	<p>できません。 業務責任者とエリアマネージャーの兼務は可とします。</p>
10	<p>仕様書P7 (7)支援員等の配置基準 / 別表1 桃花台東児童クラブにおける長期休業期間の支援単位は7支援という認識で良いか。</p>	<p>利用児童数にもよりますが、主にクラブ室1～3で受入できない場合に、優先的に多目的室での受入運用を想定しています。多目的室では、最大でも2支援単位相当の規模での利用を想定しています。学校再編に伴い利用児童数が増えることも想定されるため、必要に応じて特活教室（1支援）も活用します。</p>

NO	質問	回答
11	仕様書P7 (7) 支援員等の配置基準 / 別表1 参考までに児童クラブ毎の平均登所人数を通常時・長期休業で分けてお示しいただきたい。	1日あたりの勤務人数平均は以下のとおりです。なお、長期休業期は最も利用児童の多い夏休み中の人数です。 通常：桃ヶ丘6名 陶4名 光ヶ丘5名 篠岡5名 大城4名 長期休業：桃ヶ丘16名 陶8名 光ヶ丘13名 篠岡12名 大城8名（午前午後の2部シフト制を基本とした登所人数（アルバイト支援員を含む）） ※令和9年4月の学校再編に伴い、既存の5クラブを桃花台東と桃花台西に統廃合します。 桃花台東（光ヶ丘、篠岡、大城の一部） 桃花台西（桃ヶ丘、陶、大城の一部）
12	仕様書P7 (8) 加配 桃花台西・桃花台東児童クラブで配慮が必要な児童の人数は、それぞれ何名ずつ在籍しているか。	令和8年4月時点の加配児童受入れ実績は次のとおりです。 光ヶ丘3名、篠岡1名、桃ヶ丘1名、陶3名、大城1名 ※医療的ケア児の利用者はいません。
13	仕様書P8 (3) 支援員等の継続雇用 現在、児童クラブに従事されている支援員は全て会計年度任用職員か。 また、各職員の時給・期末手当の金額をお示しいただきたい。	児童クラブ従事者は全て会計年度任用職員です。令和8年度の給与等については別紙1をご参照ください。なお、給与については「小牧市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則」に基づき1号給（時給換算で10円程度）ずつ昇給するものとしています。（上限有り）
14	小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領 1 頁- 2 - (5) 提案上限金額 消費税及び地方消費税を含むと記載がありますが、本件は非課税事業という認識でよろしかったでしょうか。	No. 1をご参照ください。
15	仕様書1 頁- 5 対象児童 直近の利用実績をお教えてください。	別紙2をご参照ください。
16	仕様書1 頁- 6 開所日及び開所時間 見積書算出のため、開所日数（長期、土曜日など）をお教えてください。	別紙3をご参照ください。 来年度以降については、学校の行事スケジュールが未定のため、児童クラブの正式な開所日数は未定ですが、概ね同日数を見込んでいます。
17	仕様書3 頁- 9 (1) -ア 入退管理システム 現在、入退管理システムは導入されておりますでしょうか。 ご利用されておりましたら、差し支えなければ、ご利用のシステムをお教えてください。	導入しているシステムは、ラインズ株式会社製の「安心でんしょばと」です。
18	仕様書3 頁- 9 (1) -エ 加配 各施設（各単位）の加配数をお教えてください。	市全体における令和8年度の審査結果は加配児童数56名に対し加配数15です。 篠岡地区のクラブ別加配児童数（加配数）は以下のとおり。 光ヶ丘3名（1名） 篠岡1名（0名） 桃ヶ丘1名（0名） 陶3名（1名） 大城1名（0名） 加配児童は例年微増傾向にあるため、令和9年度においても同等以上の受入れを見込んでいます。 ※配置基準についてはNo. 42をご参照ください。

NO	質問	回答
19	<p>仕様書4 頁- 9 (3) -ア おやつ・昼食の提供に関する こと ・現在、該当2 施設のおやつ・昼食の提供の有無をお教えください ・おやつ・昼食の提供が有る場合、おやつ代の徴収方法をお教えください ・おやつ・昼食の提供が有る場合、購入先、購入方法をお教えください</p>	<p>光ヶ丘、桃ヶ丘、大城で実施しています。</p> <p>(光ヶ丘) 学期ごとにクラブで集金(月500円) おやつ代の管理と購入は保護者で対応。 夏休みは各自持参。</p> <p>(桃ヶ丘) 偶数月にクラブで集金(月750円) 購入は保護者、おやつ代の管理はクラブで行う。</p> <p>(大城) 長期休暇中のみ実施。おやつは持参。</p> <p>(光ヶ丘、桃ヶ丘共通) アレルギーのある児童は持参する。 購入先の指定はない。</p>
20	<p>仕様書6 頁- 1 2 支援の体制 有資格者(放課後児童支援員)は、契約時または運営 開始時に配置が必要でしょうか。 それとも当該年度中の取得でも問題ないでしょうか。</p>	<p>運営開始時に本市条例第10条4項にて所謂みなし支援員 について認めているため、年度途中の取得も可としま す。</p>
21	<p>仕様書6 頁- 1 2 支援の体制 現在の各施設ごとの体制をお教えください。 例) 役職者: ○名、放課後児童支援員: ○名、補助 員: ○名</p>	<p>No. 13をご参照ください。 なお、内容は回答日時点のものとなります。</p>
22	<p>仕様書8 頁- 1 3 (4) 支援員の処遇 現在の職員の直近の給与待遇(月給、時給、手当な ど)をお教えください。</p>	<p>No. 13をご参照ください。</p>
23	<p><仕様書2ページ 6開所日及び開所時間(2)開所時間> ・土曜日の開所について、利用人数に応じてクラブ室 1・2・3・4を合わせた合同開所として実施することは可 能でしょうか。</p>	<p>土曜日に限らず可能です。</p>
24	<p><仕様書3ページ 9業務内容(1)運営に関すること> ・発注者が導入した入退室管理システムにより管理する との記載がありますが、現在どのようなシステムを導入 されているかご教示願います。</p>	<p>No. 17をご参照ください。</p>
25	<p><仕様書5ページ 9業務内容(4)施設維持に関すること> ・児童クラブにおいて必要な既存備品を無償貸与する との記載がありますが、各クラブ設置予定の備品リストに ついてご教示願います。</p>	<p>備品リストは別紙4をご確認ください。 学校再編に伴い、篠岡の物品は桃花台西(光ヶ丘)へ、 陶の物品を桃花台東(桃ヶ丘)へ移設する予定をしてい ます。 なお、移設する物品については現在精査中のため、廃棄 される物品も含まれます。ご承知おきください。</p>
26	<p><仕様書5ページ 9業務内容(5)消耗品・備品の購入及 び修繕に関すること> ・桃花台西小(桃ヶ丘小)、桃花台東小(光ヶ丘小)の 児童クラブにおける直近3ヶ年の修繕費実績についてご 教示願います。</p>	<p>別紙5をご参照ください。</p>

NO	質問	回答
27	<p><仕様書7ページ 12支援体制 (6) 育成支援の周辺業務を行う職員> ・育成支援の周辺業務を外部委託等により実施することもできるものとするとの記載がありますが、必要に応じてシルバー人材センター等の外部人材の配置は可能と理解しましたがよろしいでしょうか。</p>	市と協議の上で外部委託することは可能です。
28	<p><仕様書7ページ 12支援体制 (8) 加配> ・現在、小牧市全体における加配対応実績、桃花台西小・桃花台東小における令和9年度の受け入れ見込み数についてご教示願います。</p>	No. 18をご参照ください。
29	<p><仕様書8ページ 13支援員等の雇用・処遇等 (3) 支援員等の継続雇用・処遇> ・支援員等の継続雇用について処遇は直営時と同等とすることとの記載がありますが、現在の支援員等の雇用条件や時給、賞与、処遇改善費等手当について、小牧市における現状についてご教示願います。</p>	No. 13をご参照ください。
30	<p><仕様書14、15ページ (別表2・別表3)> ・現在のおやつ代の徴収方法についてご教示願います。 ・手数料 (カーペット・エアコンクリーニング) ・消耗品費における直近3ヶ年の実績についてご教示願います。(桃ヶ丘小・光ヶ丘小における実績) ・支援員等が通勤時に使用した自家用車等について、敷地内に駐車場所のスペースは確保されていますか。また利用可能な場合、駐車料金等が発生するかご教示願います。</p>	<p>おやつ代の徴収方法についてはNo. 19をご参照ください。 費用実績については別紙5をご参照ください。 学校再編に伴い学校敷地内の運用方法については検討中となりますが、確保する方向で調整を進めています。なお、その場合は使用料が発生します。</p>
31	<p><プロポーザル実施要領 2ページ 3プロポーザルの参加形態> ・1提案で両方の児童クラブへの参加が可能との理解をしましたが、その場合に別紙2 (統括責任者・主任担当者の経歴等) については児童クラブ数分の提出が必要となりますか。 ・また統括責任者 (業務責任者) が桃花台東小・桃花台西小の2校を兼務することは可能でしょうか。</p>	<p>・児童クラブ数分の提出は不要です。両クラブでの兼務としていただいで差し支えありません。なお、両クラブの運営を受託いただく場合、一体の業務として受託していただきます。 ・統括責任者及び主任担当者については業務 (桃花台東、桃花台西の一括委託) の責任者として選任してください。</p>
32	<p><プロポーザル実施要領 3ページ 7技術提案書等の提出方法> ・正本1部・副本10部の提出について、副本10部は社名等の非記載ではなく正本のコピーを10部提出すればよろしいでしょうか。 ・また技術提案書について、使用枚数やページ数等の制限はありますか。</p>	社名等の記載、非記載については問いません。使用枚数等の指定はありません。
33	<p><プロポーザル実施要領 6ページ 9審査方法> ・第二次審査は、統括責任者又は主任担当者が提案説明を行うこととするとの記載がありますが、仕様書に記載されている業務責任者・エリアマネージャー・事業所長が行うと理解しましたがよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領に記載の統括責任者、主任担当者のいずれかが、業務責任者又はエリアマネージャーとして従事いただくことを想定しております。資料に不明瞭な点があり、お詫び申し上げます。</p>
34	<p>実施要領P6 出席者 統括責任者又は主任担当者となるが、仕様書P6の業務責任者又はエリアマネージャーという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。 No. 33をご参照ください。</p>

NO	質問	回答
35	実施要領 別紙1 実績一覧は過去全ての案件を記載すればよろしいでしょうか。	実績の記載数に指定はありませんが、プロポーザル実施要綱第3条(5)を満たすことが分かるよう記載をお願いします。
36	仕様書P1 4 クラブの開所場所で、桃花台東の特活教室と多目的室は普段学校が使う場所でしょうか。お示ください。	ご認識のとおりです。
37	仕様書P2 6(1) 開所日数をご教示ください。(平常・長期・早帰り・振替)	No. 16をご参照ください。
38	仕様書P2 8(3) 現在放課後教室と連携してますでしょうか。もし実施しているのであれば	各小学校にて各学期に2回程度、児童クラブと放課後子ども教室が合同で活動を行う放課後子ども総合プランを実施しています。
39	仕様書P3 9(1)ア 導入される入退室管理システムは何かご教示ください。	No. 17をご参照ください。
40	仕様書P3 9(1)ア 入退室管理システムの導入に伴って必要となる管理端末等とはどのような機器を想定されているかご教示ください。	読み取り機(タブレット端末)と管理用端末(ノートパソコン)で運用しています。
41	仕様書P3 9(1)エ 現在の加配児童の人数と加配児童に配置している支援員等の人数をお示ください。	No. 18をご参照ください。
42	仕様書P3 9(1)エ 加配認定のフローをご教示ください。	配置基準については、児童1人あたりの支援が必要となる程度によって、0.25人～1.0人の範囲で加配基準を定めており、特別な支援が常時必要である児童の場合は1.0人の加配としています。 4月からの利用申し込みについては以下のとおりです。 ①加入申請時の記載内容及び保護者への聞き取り。 ②全新1年生については保育園、幼稚園の見学と保育士への聞き取り。 ③昨年度からの継続利用者はクラブ職員へ聞き取り。 ④①～③の結果を踏まえ加配審査を行う。 ※年度途中での加入者については適宜判断します。
43	仕様書P3 9(1) 外国籍児童は登録されてますでしょうか。もしあれば人数も含めてお示ください。	回答時点の外国籍利用登録児童数は以下のとおりです。 桃ヶ丘10名 光ヶ丘7名 篠岡6名 陶2名 大城5名
44	仕様書P3 9(1) 現在直営で実施されている平常時、長期休暇時のクラブ内1日のスケジュールをお示ください。	スケジュールについてはクラブごとに異なります。スケジュール例については別紙6をご確認ください。
45	仕様書P4 9(3)ア おやつを各家庭持参のルールに変更することも問題ないという認識でよろしいでしょうか。 また小牧市として、今後持参のルールにしたいなど要望、方向性はありますでしょうか。ご教示ください。	各自持参とすること自体は問題ありません。 こども家庭庁が示す放課後児童クラブのガイドラインにおいて、補食としての役割が示されています。子どもや保護者の意向、意見を踏まえ決定していただければよいと考えます。

NO	質問	回答
46	仕様書P4 9(3)ア おやつ持参の運用に切り替えた場合、実費徴収は不要となる認識だがその解釈で良いかご教示ください。	ご認識のとおりです。
47	仕様書P4 9(3)ア おやつについて、現在の直営の購入方法、提供方法、料金徴収方法をご教授いただけますでしょうか。また、おやつはクラブで用意していますでしょうか。	No. 19をご参照ください。
48	仕様書P4 9(3)ア おやつは、委託後は委託事業者で購入先、購入方法を任せてもらえる認識でよろしいでしょうか。また、料金徴収は児童クラブ使用料に含まず、別途こちらで徴収をしなければならない認識でよろしいでしょうか？	購入先、購入方法、徴収方法に指定はありません。料金徴収についてはご認識のとおりです。
49	仕様書P4 9(3)イ 現在長期休暇の弁当宅配サービスは実施していますでしょうか？また、実施されている場合の、夏休み持参弁当保管方法は冷蔵庫での保管でしょうか。委託業者も使用できますでしょうか。お示しください。	宅配サービスは現在実施していません。現在運営委託している大城児童クラブのみ令和8年度夏休みから実施を予定しています。夏休み等の持参弁当については、児童も職員も冷房の入ったクラブ室で保管しており、クラブ職員は冷蔵庫を使用していません。
50	仕様書P4 9(3)イ 注文弁当の提供について、弁当業者の選定や注文方法、料金徴収方法は委託事業者に一任していただける認識でよろしいでしょうか？また、市内業者でなければならないなどのルールはない認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	弁当業者の指定はありませんが、実施に際しては事前に市と協議の上決定します。
51	仕様書P4 9(3)イ 注文弁当の提供を行う際は夏休み限定の解釈で良いか、全ての長期休みが対象となるかご教示ください。	注文弁当については全ての長期休みを想定しています。ただし、日頃の問い合わせ等により一定のニーズの存在は把握していますが、サービス導入の可否を適切に判断するため、保護者へのアンケート等を通じて具体的なニーズの把握を行い、市と協議のうえ進めていく予定です。そのため、仕様書では提供体制が整い次第実施することとしており、令和9年度の夏休みからの実施を必須とするものではありません。
52	仕様書P5 9(5)ウ 過去3年間の5万以下の修繕内容と費用をお示しください。	No. 26をご参照ください。
53	仕様書P6 12(3)副事業所長 現行の公募クラブの配置状況をご教示ください。	別紙1をご参照ください。
54	仕様書P7 12(5)ア 支援員配置について、貴市では令和8年4月1日よりみなし資格を認めていると認識していますが、これは委託事業者の支援員配置にも同様に認められるものと捉えて相違ないか。お示しください。	ご認識のとおりです。
55	仕様書P7 12(8) 加配配置について、加配児童として認められる児童の入所が決まった場合は、人件費の補填等委託料の増額は認められますでしょうか。	加配数が増となる場合は必要に応じて変更契約を行います。

NO	質問	回答
56	仕様書P7 12(8) 現在の加配児童の受入れ実績をお示してください。	No. 12をご参照ください。
57	仕様書P7 12(8) 障がい児童、医療的ケアを必要としている児童の受け入れ状況をお示してください。	No. 12をご参照ください。
58	仕様書P7 12(9)ウ 「未成年に対する性犯罪歴等のある者は、配置しないこと」とあるが、犯罪歴がないことの証明の方法、確認方法は指定の方法、提出物がありますでしょうか。それとも委託事業者に一任されるものでしょうか。	国の示す「こども性暴力防止法施行ガイドライン」等に沿った対応を想定していますが、具体的な確認方法等については、市と受注者で協議させていただきます。
59	仕様書P8 13(2)ア 健康診断を受診させる範囲は、週労働時間が30時間未満の者も含む雇用する全職員に受診させるという認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
60	仕様書P8 13 (3) 処遇について委託初年度の給与を下回らないよう設定し、その後の賃上げは業者の裁量で決定していくという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、本市では「小牧市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則」に基づき1号給（時給換算で10円程度）ずつ昇給するものとしています。（上限有り）また、新たに募集する人員に関しては受託者の裁量としていただいております。
61	仕様書P8 13 (3) 支援員等の継続雇用について、貴市が「推薦する者については継続して雇用すること」とあるが、この推薦をされた方々の継続雇用は必須でしょうか。それとも委託事業者の面接基準に合わせて、採用可否を検討できますでしょうか。	委託開始時の継続雇用は必須です。雇用契約満了後の更新については、受託者の基準でご判断ください。
62	仕様書P8 13(4) 現在の給与等処遇（事業所長、副事業所長、支援員、補助員）をお示してください。（賞与のある場合は何か月分等、その他手当（経験）なども含む）	No. 13をご参照ください。
63	仕様書P8 14 現在直営で行われている支援員等の年間研修の内容をご教示ください。	別紙7をご参照ください。
64	仕様書 別表1 平常時と長期の平均利用児童数をご教示ください。	別紙2をご参照ください。
65	仕様書 別表3 写真現像代とあるがどのようなものを想定していますでしょうか？	現時点で具体的な必要性や想定はありません。現像の必要が生じた場合にご負担いただくものです。
66	仕様書 別表3 過去3年分の講師謝礼費、消耗品費、備品購入費、資料印刷費、写真現像代等、医薬品費、手数料をお示ください。	別紙5をご参照ください。
67	仕様書 別表3 職員が使用できる駐車場はございますでしょうか。お示しください。	No. 30をご参照ください。